## 日本家政学会誌投稿論文の倫理的観点に基づく審査に関する内規(抜粋)(2024年11月16日改正)

## (目的)

この内規は、日本家政学会誌(以下「本学会誌」という。)に投稿しようとする論文のうち、本学会誌に掲載するためには倫理的観点からの審査が必要だが、著者の所属機関等においてやむを得ず倫理審査を受けることができなかったものに関する扱いを定めるものである。著者の所属機関の倫理委員会で審査が不要と証明されたものは、その資料を添付する。

## (任務)

次の場合に、審査を行う。

- (1) 投稿論文の著者から要請があった場合
- (2) 一般社団法人日本家政学会編集委員会(以下「編集委員会」という。)の委員から要請があった場合
- (3) その他、編集委員会で必要と認めた場合
- 2 本内規で対象とする研究は、質問紙調査、聞き取り調査、官能評価等とする。動物実験は対象としない。

## (研究倫理教育の受講、申請方法、審査方法及び判定の通知)

審査を申請する論文の著者(共著者を含む)は、申請に先立ち研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならず、審査申請時にその受講証明書(受講履歴証明、修了証など)を提出しなければならない。

- 2 審査を必要とする論文の著者(申請者)は、所定の用紙「日本家政学会誌投稿論文の倫理的観点に基づく審査申請書」(以下「申請書」という。)(様式1または2)に必要事項を記入し、投稿論文とともに提出する。詳細は、別に定める「日本家政学会誌投稿論文の倫理的観点に基づく審査に関する申し合わせ」による。説明文・同意書・アンケート用紙を添付する。
- 3 前条に相当する者は、申請書をもとに、基本的に2週間以内に投稿論文の倫理的審査を行う。
- 4 審査結果は、前条に相当する者の全員の合意で決定する。
- 5 審査終了後、編集委員長は速やかに、所定の用紙「日本家政学会誌投稿論文の倫理的観点に基づく審査結果通知書」(様式 3)によって判定結果を申請者に通知する。
- 6 判定が承認であった場合は、論文の著者は投稿論文にその旨を明記する。